

大山団地（1～13号棟）生ごみ分別・資源化モデル事業

現状調査結果がまとまりました

●はじめに

燃やせるごみのうち約40%を占めている生ごみの減量を行うために、大山自治会の1～13号棟にお住まいの約550世帯を対象に、平成23年2月から26年3月（3年2ヶ月）までの計画期間で実施しています。この事業が、約4ヶ月経過したことから現状調査を行いました。

その状況についてご報告します。

●参加率

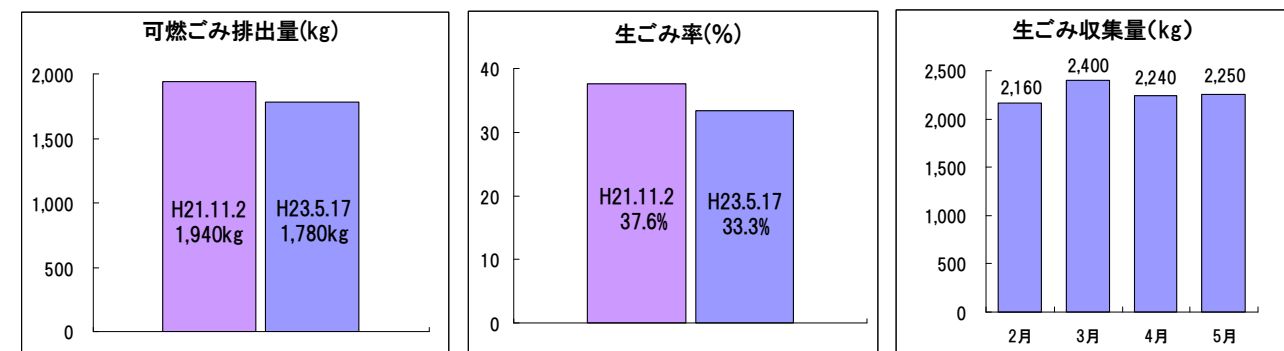
居住世帯数：543世帯（平成23年5月1日現在）
参加世帯数：391世帯 → 参加率：72%



●検証結果

平成23年5月に実施した「燃やせるごみの組成分析」では、21年度と比べ、燃やせるごみ排出量(kg)は160kg減少しており、混入している生ごみの量(%)は4.3%減少しています。

また5月の生ごみ収集量は2,250kgであり、1世帯あたり約640g/日を排出していました。



●まとめ

大山自治会の皆様のご協力により、燃やせるごみの排出量やそれに含まれる生ごみの量は減少しています。また生ごみを収集している委託業者からは、生ごみの質はとても良いという報告を受けております。今後も引き続き、自治会と一体となり取り組んでいきたいと思っております。

立川市環境下水道部ごみ対策課 ☎531-5518

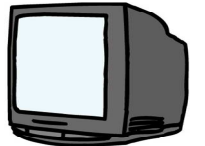
みんなで減らそう 燃やせるごみ減量50%!

2011年6・7月号
(第5号)

西砂からの風

発行/立川市ごみ対策課

不用になったテレビの処理方法をご案内します

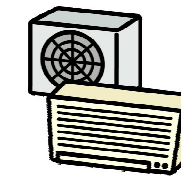
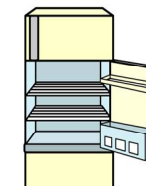
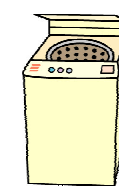


地上デジタル放送への完全移行に伴い、新しくテレビを購入された方も多いのではないでしょうか？ 不用になったテレビは、家電リサイクル法に基づいた処分が必要となります。市では収集・処理をすることができません。

テレビの処理方法についてご案内します。

- ① 買い替える販売店や購入した販売店に引き取ってもらう
- ② 家電リサイクル品引取所に自分で搬入する
事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入してください
※「家電リサイクル券」の料金は、製造メーカーや大きさなどにより異なります
『搬入先』立川市泉町935番地（立飛企業内）
・(株)葵環境開発 立川事業所 (Tel525-9990)
・日通東京西運輸(株) 立川取扱所 (Tel524-3217)
- ③ 指定引取所までの運搬を、収集運搬業許可業者に依頼する
許可業者をご案内しますので、ごみ対策課までお問合せください
※「家電リサイクル券」のほか、別に運搬費がかかります

※ テレビのほか、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機も家電リサイクル法対象品です



～家電リサイクル券に関するお問合せ～
家電製品協会 家電リサイクル券センター
フリーダイヤル 0120-319640
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp>

不法投棄は犯罪です！

テレビ等の廃家電製品や粗大ごみなどを、みだりに捨てることは法律で禁じられています。空き地や公園、道路、集積所などに不法投棄した場合は、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金(法人は3億円以下)またはその両方が科せられます。